

## 令和8年度突発事故等の処理にかかる協定書

姫路市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と×××（以下「乙」という。）とは、突発事故等の処理のための待機業務（以下「待機業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、姫路市全域における突発事故等の処理にあたり必要な事項を定めるものとし、乙は、甲が指定する時間において甲からの緊急の連絡を受けて緊急対応できる体制を取るものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平日夜間 平日（ただし、指定日は除く。）の午後5時から翌日午前8時まで
- (2) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、指定日は除く。）の午前8時から翌日午前8時まで
- (3) 指定日
  - ア 令和8年（2026年）8月13日から令和8年（2026年）8月16日までの午前8時から翌日午前8時まで
  - イ 令和8年（2026年）12月29日から令和9年（2027年）1月6日までの午前8時から翌日午前8時まで
  - ウ その他甲が特に必要と認める日
- (4) 平日昼間 平日（ただし、指定日は除く。）の午前8時から午後5時まで  
（待機業務日の指定）

第3条 甲は、平日夜間及び休日について、乙が待機すべき日を指定し、乙に通知するものとする。

2 平日昼間は、乙は待機業務を要しないが、甲からの緊急要請に対しては、可能な範囲で対応するものとする。

### （修繕業務）

第4条 修繕業務については、別に契約する「令和8年度給配水管等修繕業務委託（以下「修繕業務委託」という。）」によるものとする。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

第6条 この協定は、前条に定める有効期限の到来のほか、修繕業務委託が解除となったときに終了する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和8年(2026年) 4月 1日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市上下水道事業管理者 種谷 康

乙 姫路市×××  
×××

代表者 ×× ××